

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方

大田区は、歴史的風致維持向上施設の整備または適正な管理等に関する事業を、以下の5つの方針に基づいたハード・ソフトの両面から取り上げ、優先的かつモデル的に実施する。これにより、本区における歴史的風致の価値や魅力の一層の向上を図るとともに、その効果を区全域に波及させていくこととする。

- (1)歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上
- (2)歴史的建造物の保存・活用の推進
- (3)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上
- (4)人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化
- (5)歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化

事業は、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

整備に関しては、対象となる施設やその周辺地域の歴史的・文化的な背景、また区民や関連団体の活動等を十分に把握したうえで、最大効果が発揮できうるよう取り組むとともに、区民や来訪者が本区の歴史的風致を一層身近に感じられるよう工夫して取り組むものとする。

管理に関しては、対象となる施設の管理者や行政機関等と十分な協議や調整を図り、今後も適切な保全や活用を図る。また、必要に応じて、所有者等への適切な指導・助言、地域住民や関連団体との連携を図っていくものとする。

また、国や東京都の補助制度を有効に活用するよう検討し、整備等を行った施設に対しては公開を行うなど、積極的な活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

以上の基本的な考え方に基づいて、以下の事業を実施する。

(1)歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する事業

- (1)-01 海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業
- (1)-02 旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業
- (1)-03 はしご乗りと池上七福神めぐり事業

(2)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

- (2)-01 龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業
- (2)-02 大田区文化財保護条例に基づく事業
- (2)-03 大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業
- (2)-04 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存

(3)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

- (3)-01 霊山橋ほか1橋長寿命化修繕工事
- (3)-02 主要23号線整備工事その3（池上新参道・街路灯）
- (3)-03 無電柱化の推進
- (3)-04 名勝洗足池公園保存活用計画の推進
- (3)-05 大田区パークマネジメントマスターplanに基づく歴史文化の保存・活用

(4)人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

- (4)-01 公衆浴場施設改善助成
- (4)-02 公衆浴場事業助成
- (4)-03 錢湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業

(5)歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化に関する事業

- (5)-01 AR¹を活用した馬込文士村の魅力発信事業
- (5)-02 馬込文士村におけるサイン整備
- (5)-03 馬込文士村を活用した事業
- (5)-04 ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業
- (5)-05 『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業
- (5)-06 自然観察路「池のみち」案内板等整備事業
- (5)-07 旧東海道でつながるまち事業（品川区との連携事業）
- (5)-08 馬込文士村関連事業
- (5)-09 特集記事作成（馬池洗含む）

¹ 「Augmented Reality(拡張現実)」の略。現実世界にデジタル情報(画像、動画、3Dモデル等)を重ね合わせて表示する技術。

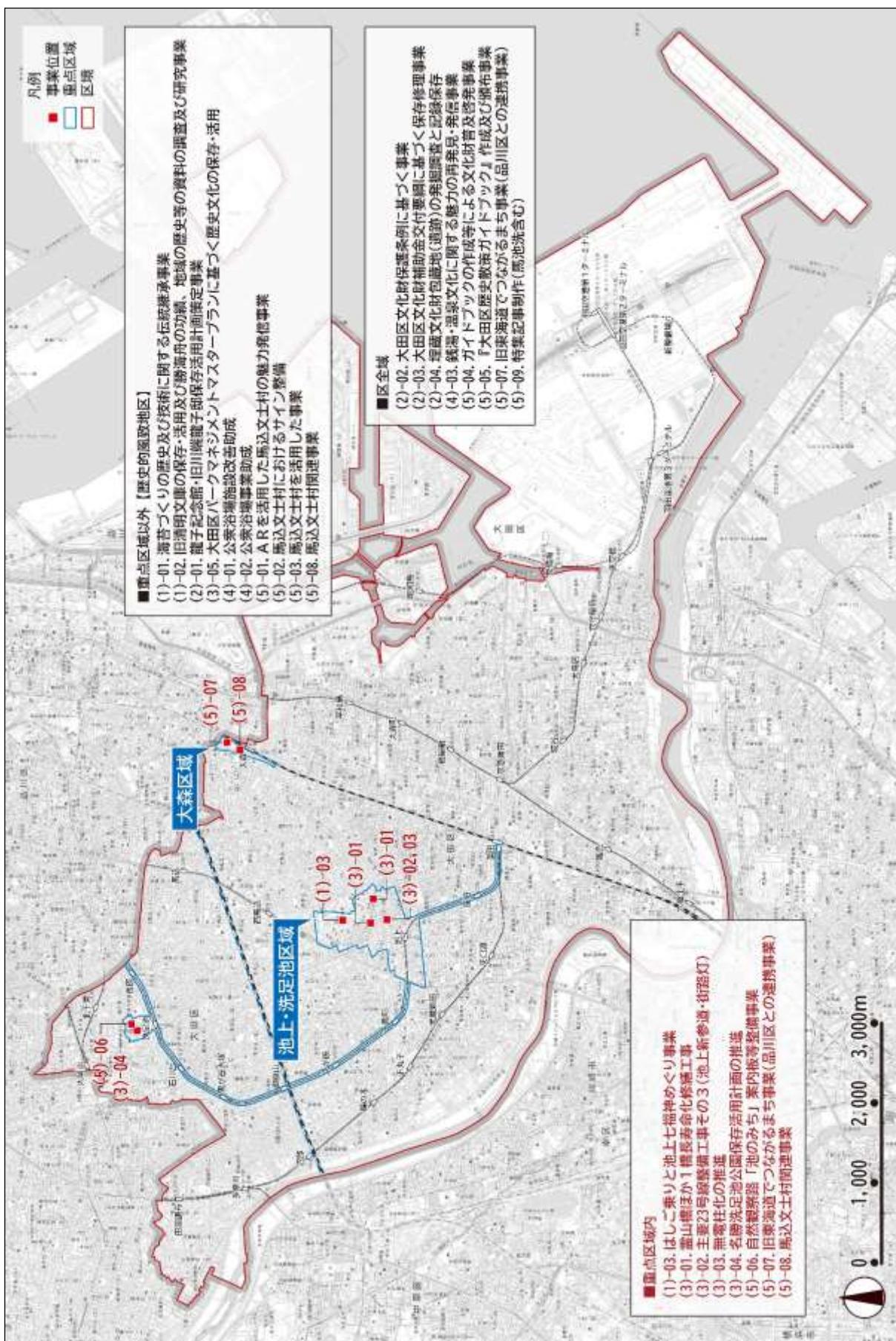


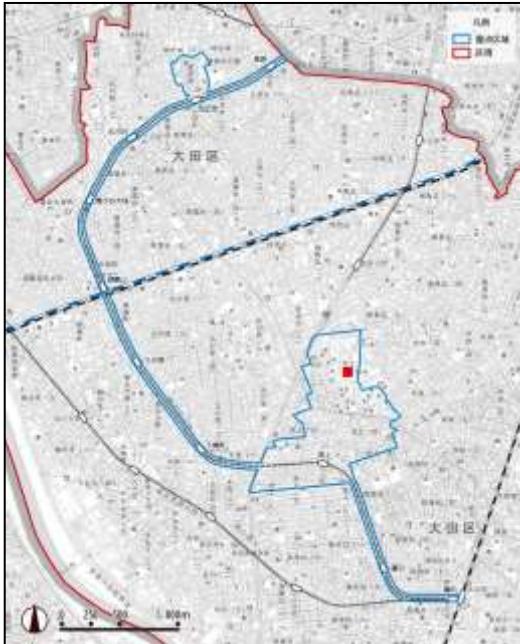
図 6-1-1 事業位置

6-2. 事業

(1)歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する事業

		事業番号	(1)-01
事業名	海苔づくりの歴史及び技術に関する伝統継承事業		
事業主体	大田区		
事業期間	平成 20 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）		
事業手法	区単独事業		
事業位置	大森 海苔のふるさと館（大田区平和の森公園 2-2）		
事業概要	<p>「大森 海苔のふるさと館」は、重要有形民俗文化財「大森および周辺地域の海苔生産用具」を保管・展示すると同時に、海苔づくりを支えてきた技術を体験できる施設である。</p> <p>同館において、年数回の企画展や、海苔づくりの伝統技術を学んで海苔つけや海苔簀をつくる体験学習を行う。隣接する大森ふるさとの浜辺公園では海苔の生育観察を行う。</p>		<p>図 6-2-1 海苔つけ体験</p>
		<p>図 6-2-2 海苔の収穫</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	海苔づくりの歴史と技術に関する伝統継承事業を継続的に行うことで、大森地域を中心とした区の伝統産業である海苔づくりの魅力や価値を発信する拠点としての役割を持たせることができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

		事業番号 (1)-02
事業名	旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の功績、地域の歴史等の資料の調査及び研究事業	
事業主体	大田区	
事業期間	令和元年度～令和17年度（以降も事業継続予定）	
事業手法	文化財建造物等活用地域活性化（登録有形文化財）（H29年度）	
事業位置	大田区立勝海舟記念館（大田区南千束二丁目3-1）	
事業概要	<p>勝海舟記念館は、国登録有形文化財である旧清明文庫の保存・活用及び勝海舟の事蹟や想いを伝える記念館として開館した。かつて、海舟の別荘があったこの地で、海舟に関する資料の調査・研究を行い、情報を公開・発信する。</p> 	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財建造物を後世に引き継ぐとともに、歴史的資料の研究・発信をすることは、教養・学術及び文化の発展、また観光資源のひとつとして活用することができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

事業名	はしご乗りと池上七福神めぐり事業
事業主体	大森鳩組合
事業期間	平成 7 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	<p>池上本門寺（大田区池上 1-1-1）【重点区域内】 ほかに、本成院、厳定院、妙見堂、養源寺など</p>  <p>図 6-2-4 事業位置</p>
事業概要	<p>大森鳩組合によるはしご乗り披露のイベント運営に関するサポート、インバウンド向けの境内ガイド、こども向けのはしご乗り体験の実施、池上七福神めぐりの周知などを実施する。</p>  <p>図 6-2-5 はしご乗り</p>  <p>図 6-2-6 池上七福神色紙</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>はしご乗り披露に関するサポート等は、地域に長年受け継がれている伝統行事の継承と、大田区の歴史文化資源の区内外に対する周知、ひいてはシビックプライドの醸成や観光振興にもつながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(2)歴史的建造物の保存・活用の推進に関する事業

		事業番号	(2)-01
事業名	龍子記念館・旧川端龍子邸保存活用計画策定事業		
事業主体	大田区		
事業期間	令和8年度～令和9年度		
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金		
事業位置	龍子記念館（大田区中央4-2-1） 旧川端龍子邸（大田区南馬込4-49-11）		
事業概要	国登録有形文化財(建造物)である龍子記念館と旧川端龍子邸及びその周辺敷地の本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に伝えていくための保存活用計画の策定を行う。		
	図 6-2-7 龍子記念館		図 6-2-8 龍子記念館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国登録有形文化財(建造物)を適切に保存、活用することにより、教養・学術及び文化の発展に寄与するとともに、観光資源のひとつとして活用することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

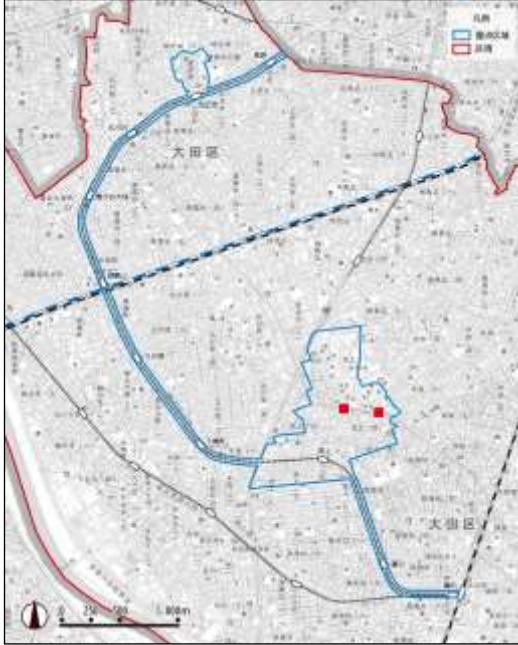
事業番号	(2)-02
------	--------

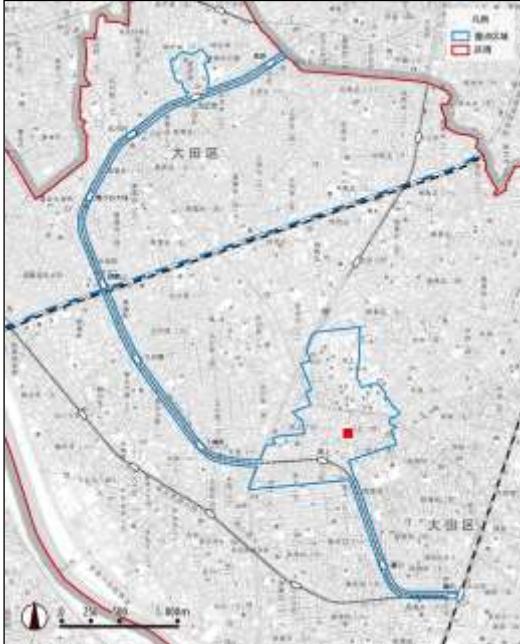
事業名	大田区文化財保護条例に基づく事業
事業主体	大田区
事業期間	昭和 56 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込 5-11-13）※事務局 大田区指定文化財等
事業概要	「大田区文化財保護条例」に基づき、区指定文化財の選定と保護、文化財保護審議会の設置と運営、所有者への管理状況調査等を実施する。
	 <p>図 6-2-9 「御嶽神社絵馬」調査風景</p>
	 <p>図 6-2-10 「宝幢院阿弥陀如来立像」修理完了確認。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	区内にみられる歴史文化資源に対し、適切な価値判断を行ったうえで、必要に応じて区指定文化財の選定・保護等を行うことから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

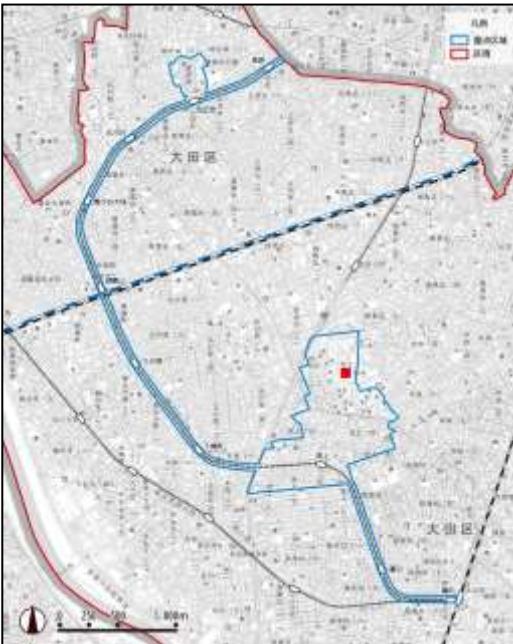
		事業番号	(2)-03
事業名	大田区文化財補助金交付要綱に基づく保存修理事業		
事業主体	大田区		
事業期間	平成8年度～令和17年度（以降も事業継続予定）		
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付要綱 東京都文化財補助金交付要綱		
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込5-11-13）※事務局 各指定・登録文化財等		
事業概要	「大田区文化財保護条例」に基づき、区内に存する指定・登録文化財の保存事業に要する経費に対し、補助金を交付する。		
事業が 歴史的風致の 維持及び向上に 寄与する理由	指定・登録文化財の保存修理事業は、文化財所有者や管理者の修理費用負担を軽減することが可能となり、ひいては、文化財を良好な状態として維持することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

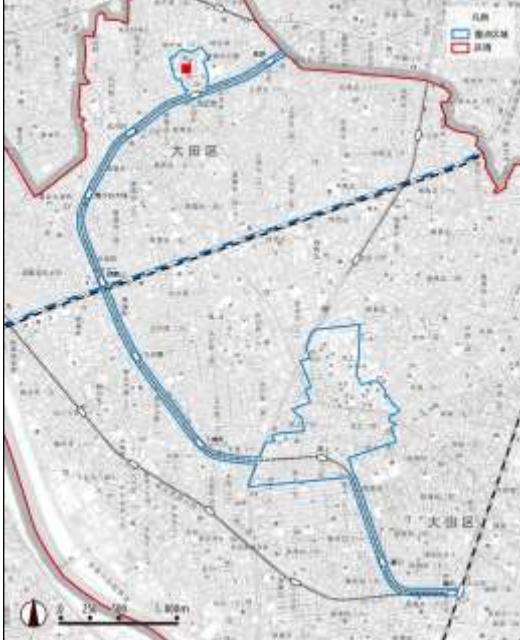
事業名	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存
事業主体	大田区
事業期間	平成9年度～令和17年度（以降も事業継続予定）
事業手法	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項 東京都文化財補助金交付要綱
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込5-11-13）※事務局 埋蔵文化財包蔵地（区内236箇所）
事業概要	区内のほぼ全域で確認されている旧石器時代から近代までの埋蔵文化財包蔵地(遺跡)を対象に、適切な発掘調査によって遺跡の実態把握と記録保存・周知を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の発掘調査と記録保存による情報蓄積は、地域の歴史や文化を継承する役割を果たし、シビックプライドを醸成する事業にも活用し得ることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

		事業番号	(3)-01
事業名	靈山橋ほか1橋長寿命化修繕工事		
事業主体	大田区		
事業期間	令和6年度～令和9年度		
事業手法	区単独事業		
事業位置	靈山橋（大田区池上1-35～4-19先） 養源寺橋（大田区池上1-31～4-9先）【重点区域内】		図6-2-11 事業位置
事業概要	橋の安全性等を確保するための長寿命化対策を実施するとともに、本門寺周辺の環境に調和した修景も併せて実施する。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長寿命化対策に併せて行う修景工事は、池上本門寺やその門前の街並みが形成している歴史的な趣きを一層魅力的なものとし、また今後の当該地区における景観形成を牽引するものにもなり得ることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

事業名	主要 23 号線整備工事その3（池上新参道・街路灯）
事業主体	大田区
事業期間	令和 3 年度～令和 13 年度
事業手法	区単独事業
事業位置	<p>道路（大田区池上 4-29～16）【重点区域内】</p>  <p>図 6-2-12 事業位置</p>
事業概要	<p>「大田区無電柱化推進計画」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に無電中化整備を行う。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  →  </div> <p>図 6-2-13 整備前</p> <p>図 6-2-14 整備後(イメージ)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	23 号線整備工事は、無電柱化等によって、緊急輸送路を確保するとともに、歩行空間の快適性の確保や魅力的な都市景観の形成など、良好な市街地環境の創出が期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (3)-03
事業名	無電柱化の推進	
事業主体	大田区	
事業期間	昭和 61 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）	
事業手法	無電柱化推進計画事業 区市町村無電柱化事業に対する都費補助	
事業位置	道路（大田区池上4丁目付近ほか）【重点区域内】	 <p>図 6-2-15 事業位置</p>
事業概要	災害発生時における避難や救助への障害発生や被害の拡大防止のため、また高齢者や障害者、子ども、自転車利用者など、全ての人が安全・安心に通行できる道路空間を確保するために無電柱化を実施する。	 <p>図 6-2-16 整備前</p> <p>図 6-2-17 整備後(イメージ)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	無電柱化の推進は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、魅力的な都市景観の創出が期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名	名勝洗足池公園保存活用計画の推進
事業主体	大田区、洗足風致協会、千束八幡神社、星頂山妙福寺
事業期間	令和4年度～令和13年度（計画改定後、事業継続予定）
事業手法	東京都文化財保存事業費補助金
事業位置	<p>区立洗足池公園（大田区南千束2-14-5）【重点区域内】</p>  <p>図 6-2-18 事業位置</p>
事業概要	令和3年に策定した「名勝洗足池公園保存活用計画」に基づいて、洗足池における風致景観を保存活用するために、水環境の維持・保全や景観構成重要木の保護・育成などを行う。
	 <p>図 6-2-19 洗足池公園</p>  <p>図 6-2-20 名勝洗足池公園保存活用連絡協議会の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「名勝洗足池公園保存活用計画」の推進は、洗足池の水環境や周辺緑環境の保全を通じて良好な公園環境を維持することに加え、大田区、地域住民、洗足風致協会、千束八幡神社及び星頂山妙福寺における関係者の協働体制と信頼関係を一層深める。</p> <p>これにより、地域住民や公園利用者の協力意識も育まれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

		事業番号	(3)-05
事業名	大田区パークマネジメントマスターplanに基づく歴史文化的保存・活用		
事業主体	大田区		
事業期間	令和8年度～令和17年度（以降も事業継続予定）		
事業手法	区単 都市計画交付金 ほか		
事業位置	歴史的風致の範囲内の公園・緑地		
事業概要	「大田区パークマネジメントマスターplan」は、区内572箇所（令和7年（2025）4月時点）の公園緑地を対象として、整備、管理及び運営に関する方向性を示す羅針盤となる計画である。当該計画は、「大田区歴史的風致維持向上計画」に基づく歴史文化的保存・活用の観点と整合を図り、公園空間の活用方法のひとつとして、各種歴史的風致を踏まえた学びの場や公園施設の整備等を行うことで、地域の魅力をさらに向上させる取組を行う。		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「大田区パークマネジメントマスターplan」における歴史文化的保存・活用に関する事業は、公園緑地の有する鶴特色をより際立たせるとともに、歴史的風致の具現化等を通じ、楽しみながら歴史文化に関する知識を得ることが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

(4)人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

事業番号	(4)-01
------	--------

事業名	公衆浴場施設改善助成
事業主体	大田区
事業期間	昭和 59 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	区内公衆浴場(銭湯)
事業概要	区内公衆浴場の施設等の改善工事及び備品購入等に要する経費の一部を補助することや、施設の改築または改修の事業費の一部を交付する。
 図 6-2-21 はすぬま温泉	
 図 6-2-22 明神湯	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	公衆浴場施設改善助成は、大田区の歴史文化資源のひとつに数えられる公衆浴場業を守り、運営を円滑にするとともに、区民の健康増進や利用者相互の交流促進を図ること、また貴重な観光資源を守ることにもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (4)-02
事業名	公衆浴場事業助成	
事業主体	大田区	
事業期間	昭和 63 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）	
事業手法	区単独事業	
事業位置	区内公衆浴場(錢湯)	
事業概要	<p>公衆浴場の活性化と安定化のために東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部が実施している事業に対し、その経費の一部を補助する。なお、補助の対象は、大田支部が当該年度において行う、しょうぶ湯、ゆず湯等、公衆浴場利用促進事業助成、施設運営費助成とする。</p> 	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>公衆浴場事業助成は、大田区が歴史文化資源のひとつとして数えられる公衆浴場を守り、運営を円滑化するとともに、区民の健康増進や利用者相互の交流促進を守ること、また、貴重な観光資源を守ることにもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

事業名	銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信事業
事業主体	大田区
事業期間	令和8年度～令和17年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	区内公衆浴場（銭湯）ほか
事業概要	<p>大田区の歴史文化資源であり、観光資源となっている温泉・銭湯を、歴史的・文化的な背景を含め、区内外に広く発信・PRを行う。</p>  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	銭湯・温泉文化に関する魅力の再発見・発信は、大田区の歴史文化資源のひとつに数えられる銭湯・温泉の集積を区内外に周知し、認知度を一層高め、区来訪目的地のひとつとしての優位性を向上させることで、関係・交流人口の増加が期待できるとともに、区民のシビックプライドの醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

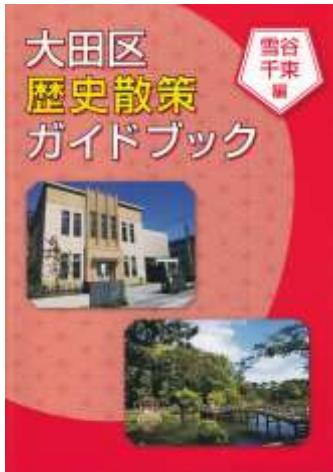
(5)歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化に関する事業

事業番号	(5)-01
事業名	ARを活用した馬込文士村の魅力発信事業
事業主体	大田区
事業期間	令和8年度～令和17年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	馬込文士村（馬込・山王周辺）
事業概要	馬込文士村にゆかりのある文士たちの旧居跡や記念館等の周辺において、ARを活用して当時の風景の再現や文士たちが語りかける演出を実施する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ARを活用した馬込文士村の魅力発信は、情報を視覚的に発信することで、誰が容易に郷土の歴史文化を理解しやすくなるだけでなく、シビックプライドの醸成にもつながり、ひいては観光振興をも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号	(5)-02
------	--------

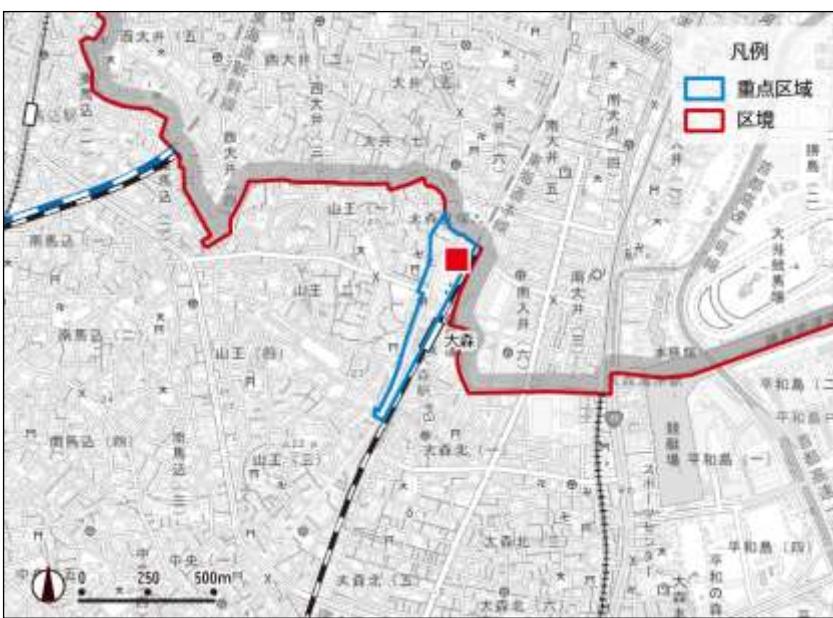
事業名	馬込文士村におけるサイン整備
事業主体	大田区
事業期間	令和8年度
事業手法	区単独事業
事業位置	馬込文士村(馬込・山王周辺)
事業概要	馬込文士村に点在しているサイン(文士解説板、エリアの案内板)を、馬込文士村の歴史的背景や文化的価値を伝える魅力的なものへリニューアルする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	サイン案内板のリニューアルを通じて行われる地域の魅力発信が、地域住民の郷土理解の促進やシビックプライドの醸成につながり、ひいては観光振興をも担うことが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (5)-03		
事業名	馬込文士村を活用した事業			
事業主体	大田区			
事業期間	昭和 63 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）			
事業手法	区単独事業			
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込 5-11-13）			
事業概要	<p>郷土博物館では、常設展「馬込文士村」内で文士村在住作家・芸術家の作品・原稿・愛用品等を展示しており、同コーナーを活用した展示解説を行っている。また、郷土博物館主催の養成講座の受講生を中心に発足し、郷土博物館を拠点として活動する馬込文士村ガイドの会は作家・芸術家の居住跡に区が設置した解説板や文士村関連施設（山王草堂記念館・熊谷恒子記念館・龍子記念館・山王会館馬込文士村資料展示室・尾崎士郎記念館）をめぐるまち歩きを実施している。</p> <p>今後においても、区内外の人々に区が誇る文化資源である馬込文士村の歴史と広がりを知らせる機会を創出する。</p>			
				
図 6-2-26 ガイドの様子				
				
図 6-2-27 ガイドの様子				
※写真提供者名は、計画書資料編でまとめて記載します				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	馬込文士村に関わる展示解説やまち歩きを継続的に行なうことは、馬込文士村の存在と魅力を区内外に発信し、貴重な文化資源として将来に継承することができることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。			

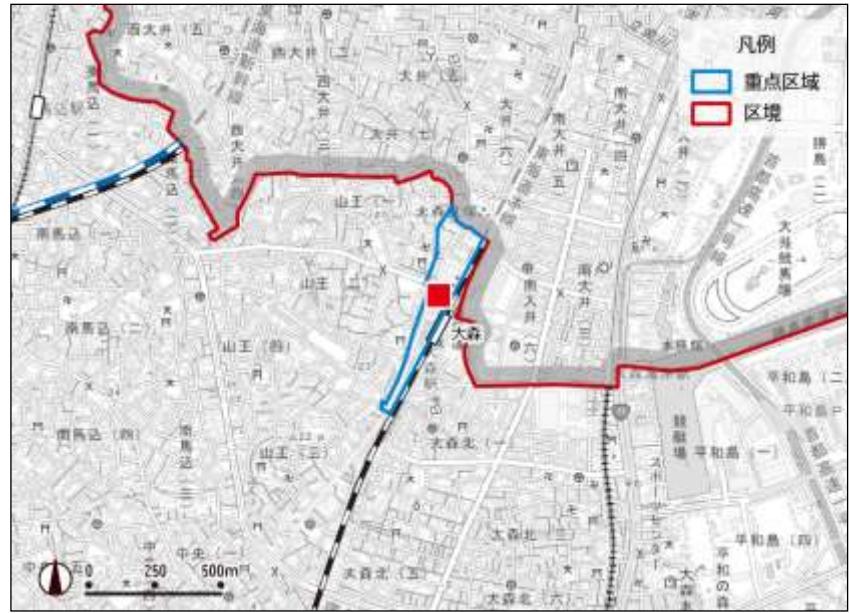
事業名	ガイドブックの作成等による文化財普及啓発事業
事業主体	大田区
事業期間	昭和 38 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込 5-11-13）※事務局 各指定・登録文化財等
事業概要	<p>これまで、文化財の調査報告等を掲載した『大田区の文化財』『大田区の埋蔵文化財』シリーズや、実際に見学してもらうことを想定した『大田区歴史散策ガイドブック』シリーズを刊行し、区内文化財の普及啓発に努めてきている。今後は、大田区文化財のガイドブックを作成し、各小中学校や図書館に配布する。</p>  <p>図 6-2-28 ガイドブック (雪谷・千束編)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	いわゆる「文化財読本」を活用することは、地域住民には自らが暮らす地域への愛着や親しみ、子どもたちには郷土への関心、また、来訪者には区の歴史と特色を知る機会を与えることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (5)-05
事業名	『大田区歴史散策ガイドブック』作成及び頒布事業	
事業主体	大田区	
事業期間	平成 29 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）	
事業手法	区単独事業	
事業位置	郷土博物館（大田区南馬込 5-11-13）※事務局 各指定・登録文化財等	
事業概要	<p>『大田区歴史散策ガイドブック』は、現地へ足を運んでもらうことを目的として、実際に見学できる文化財を中心に掲載するとともに、数時間～半日程度で歩くことができる見学ルートも掲載している。平成 29 年度から令和 2 年度にかけて刊行した本ガイドブックを今後も継続して頒布する。</p>  <p>図 6-2-29 ガイドブック (嶺町・田園調布編)</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	『大田区歴史散策ガイドブック』の作成及び頒布は、無理のないまち歩きプランを提案し、気軽に地域の歴史や文化を学ぶ機会を与えることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名	自然観察路「池のみち」案内板等整備事業
事業主体	大田区
事業期間	令和8年度～令和12年度
事業手法	区単独事業
事業位置	<p>池のみち 洗足池公園(洗足公園)・小池公園(洗足小池公園)（大田区南千束2-14-5） 【重点区域内】</p>
事業概要	<p>日蓮上人や源頼朝、勝海舟といった歴史に名を刻んだ人物と深い関わりがあり、また歌川広重の『名所江戸百景』に描かれている洗足池において、歴史的背景を加えた案内板や解説板を再構成する環境整備を行う。</p>  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	自然散策路「池のみち」の環境整備は、区民や来訪者が当該公園の散策を一層楽しむことが可能となり、また地域の自然環境や歴史文化への理解と関心を深めるきっかけとなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (5)-07		
事業名	旧東海道でつながるまち事業（品川区との連携事業）			
事業主体	大田区、品川区、両区観光協会			
事業期間	令和6年度～令和17年度（以降も事業継続予定）			
事業手法	区単独事業			
事業位置	大森貝塚【重点区域内】、美浜通りなど			
				
<p>図 6-2-33 事業位置</p>				
事業概要	<p>品川区と連携し、旧東海道と大森エリアという共通の観光資源を盛り上げるために、重ね捺しスタンプラリーとクイズラリーの、2つのラリーイベントを実施する。</p>			
				
<p>図 6-2-34 磐井神社</p>				
				
<p>図 6-2-35 旧東海道スタンプ</p>				
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大田区と品川区の共通の観光資源を、旧東海道を中心に紹介し、参加者に地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、当該地域の魅力を継承していくことに繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>			

事業番号 (5)-08

事業名	馬込文士村関連事業
事業主体	一般社団法人大田観光協会、一般社団法人 EXPRESSION、馬込文士村ガイドの会
事業期間	平成 16 年度～令和 17 年度（以降も事業継続予定）
事業手法	区単独事業
事業位置	大森エリア【重点区域内】、馬込エリア
 <p>図 6-2-36 事業位置</p>	
事業概要	音楽劇「赤毛のアン」や馬込文士村ガイドの会「まちあるき・大森さんぽ」の継続的な実施と、新しいまちあるきコースの検討とツアーの造成を行う。
 <p>図 6-2-37 大森・馬込/散歩ツアーの様子</p>	
 <p>図 6-2-38 「赤毛のアン」パネル</p>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	馬込文士村に関連する作家等の物語上演やまち歩きの実施等は、馬込文士村に對して着目するきっかけづくりや、当該地域や関連する作家等への理解を深める契機となることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 (5)-09
事業名	特集記事制作（馬池洗含む）	
事業主体	一般社団法人大田観光協会	
事業期間	令和5年度～令和17年度（以降も事業継続予定）	
事業手法	区単独事業	
事業位置	大田区内全域（馬池洗地域等を重点）	
事業概要	<p>大田観光協会の公式サイトにおいて、大田区内で実施するイベントや施設等の情報発信を行う。</p>     	
	<p>図 6-2-39 情報発信(洗足池)</p> 	
	<p>図 6-2-40 情報発信(池上)</p> 	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>馬池洗地域等に対する特集記事の制作や情報発信等は、当該地域を含む大田区全体の歴史文化資源に着目した新たな魅力の発見や探求につながるとともに、それらの情報を基にした区内回遊の促進にもなることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	